

# 第 1 章

## 計画の基本的事項

## 計画に取り組むにあたって

総社市は、都市としての利便性と豊かな自然が心地よく融合するまちを目指すため、環境に関する基本的な計画として「第3次総社市環境基本計画」を策定します。

この計画は、国際連合が定めた「地球上の誰一人として取り残されない社会実現のため国際社会が目指すべき目標『持続可能な開発目標（SDGs）』」の考え方を取り入れた計画とします。

誰一人として取り残されない社会を実現するために、総社市として本計画を周知・啓発することにより、市民・家庭、地域・学校、事業所、行政が協働した取り組みを進めていきます。

なお、総社市の都市としての利便性と豊かな自然が心地よく融合するまちを目指すためには、温室効果ガス排出量の削減は不可欠であり、再生可能エネルギーの導入は推進していくものですが、自然環境や伝統的な景観の保全を重要視します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## 第3次総社市環境基本計画と関連のある14項目



## 第1節 環境基本計画とは

環境基本法第7条では、地方公共団体は、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施する責務を有すると明記しています。

「第3次総社市環境基本計画」は、総社市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民・家庭、地域・学校、事業所などと協働して施策を進めるための指針となるものです。

また、国では、環境基本法第15条の規定に基づいて「環境の保全に関する基本的な計画」として、環境基本計画が定められています。

平成6年12月に第一次計画が策定された後、社会情勢の変化に対応するために5年程度を目途に見直しが行われています。現在は令和6年5月に閣議決定された第六次計画が最新の計画です。

第六次計画では、目指すべき持続可能な社会像を、「環境保全を通じたウェルビーイング（高い生活の質）が実現できる循環共生型社会の構築」としています。その実現に向けて、カーボンニュートラル（脱炭素）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）などといった個別分野の環境施策を相乗効果が出るよう統合的に推進し、トレードオフ※を回避しつつ、環境・経済・社会課題の同時解決を図っていく方向性が示されています。

そして、目指すべき持続可能な社会像を実現するための今後の展開の方向として、以下の分野横断的な6つの重点戦略が示されています。

- ◆「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ◆自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ◆環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ◆「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ◆「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ◆環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

これらを踏まえて、次の3つを第3次総社市環境基本計画の重点戦略とします。

- ◆恵まれた環境と共生するウェルビーイング（高い生活の質）の創造
- ◆快適なくらしを次世代へつなぐサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進
- ◆都市と自然が調和するネイチャーポジティブ（自然再興）な社会の醸成

※ 一方を追求すると他方が犠牲となる関係

## 第2節 環境基本計画策定の背景と目的

総社市では、平成21年3月に「総社市環境基本計画」、平成31年3月に「第2次総社市環境基本計画」を策定し、基本理念である「環境を守る、未来へつなぐ、総社を変える」の実現に向けて、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、国内外の環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。特に、地球温暖化に起因する気候変動の影響は深刻なものとなっています。猛暑や集中豪雨などによる自然災害が激甚化・頻発化しており、平成30年7月豪雨では、総社市においても甚大な被害が発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。国では、この気候変動問題の解決に向けて、令和2年10月に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。これを受けて、総社市においても、令和3年2月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

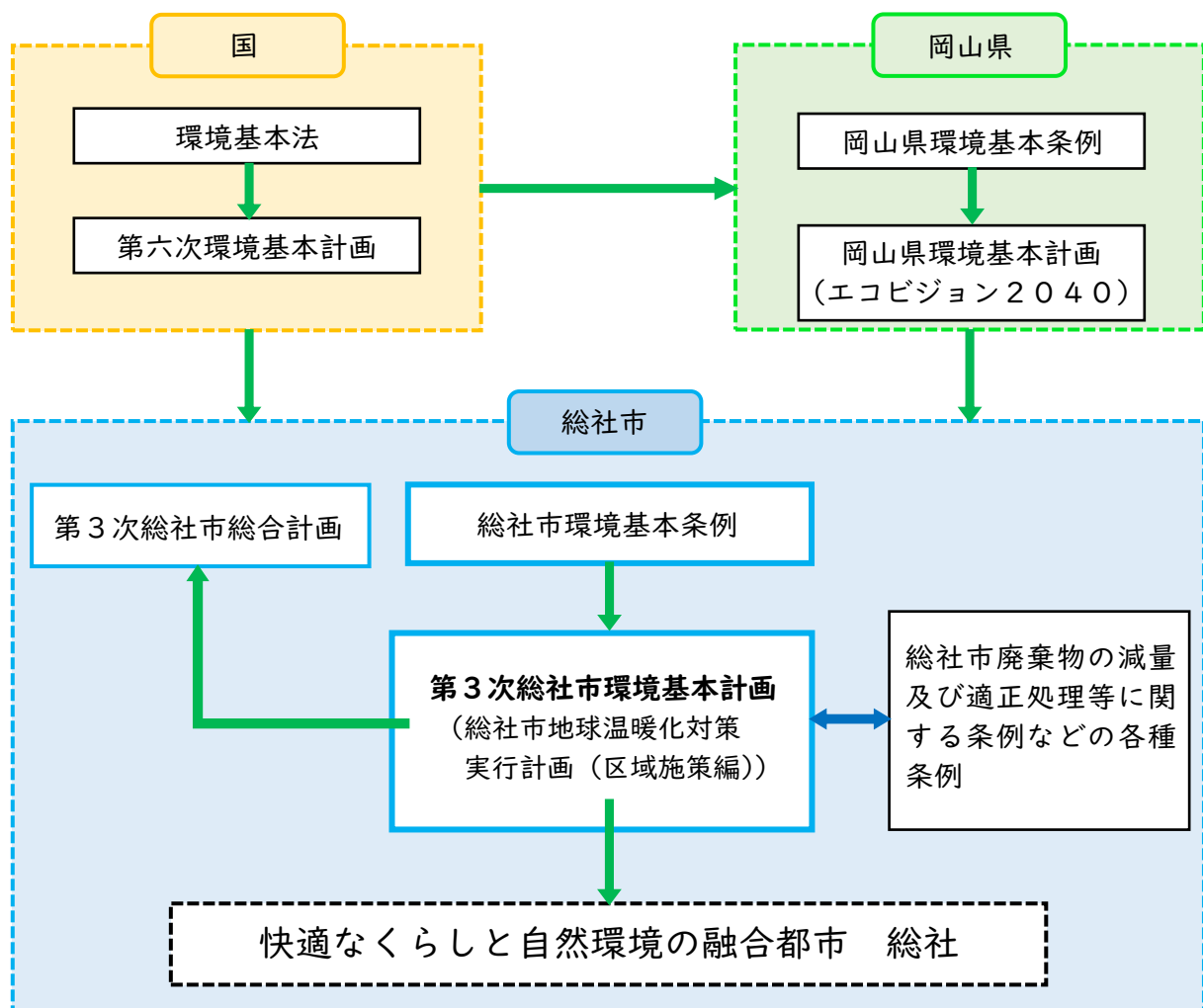
このような背景のもと、本市が抱える環境要素を見つめ直し、環境を取り巻く情勢の変化、国や岡山県の環境政策の動向を踏まえた、総社市の環境の保全に関する新たな目標や、目標を実現するための方策などを掲げることを目的として、「第3次総社市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。本計画では、SDGsの考え方を取り入れるとともに、防災・減災の視点も取り入れています。

なお、本計画は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた取り組みの加速化を図るため、本市としての温室効果ガス削減目標や目標達成のために推進すべき施策を掲げる「総社市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包する形で策定します。

### 第3節 環境基本計画の位置付け

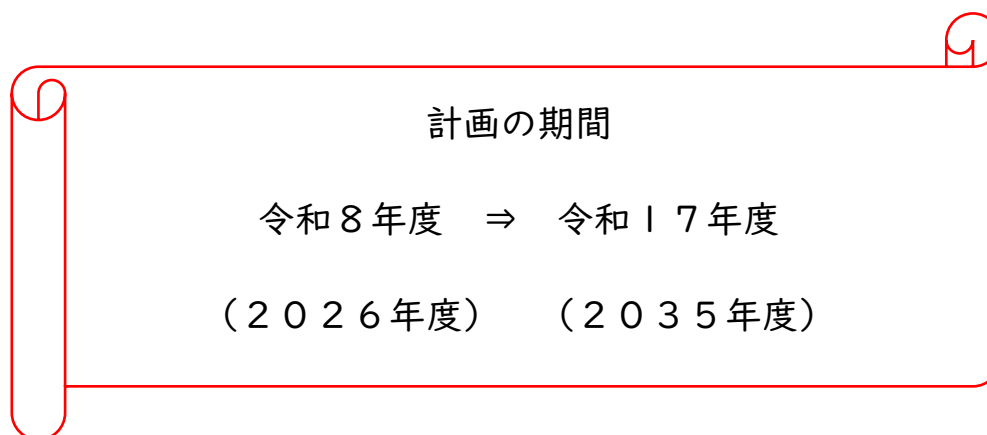
本計画は、「第3次総社市総合計画」を上位とする、環境面の総合的な基本計画に位置付けます。市内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取り組みに対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、環境に配慮したまちづくりへ徐々につなげていくことを目指します。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としても位置付けます。



## 第4節 環境基本計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。  
ただし、今後の国内外の環境を取り巻く情勢の変化などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



## 第5節 環境基本計画で対象とする範囲

本計画で対象とする環境要素（範囲）は、下表に示すとおりです。

環境要素（範囲）	
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動
自然環境	動植物、生態系、生物多様性、自然とのふれあい
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、廃棄物
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産、空き家
環境教育・ 環境保全活動	学校・地域・事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備・提供